募集の お知らせ

山形県若者定着奨学金返還支援事業 「助成対象者」を募集します

● 募集対象者【次の各号に全て該当する方】

- ●白鷹町内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を卒業した方
- ②県内外の大学、大学院修士課程、高等専門学校 (第4学年以上)、県内の短期大学または専修学 校専門課程(以下「大学等」という。)に在学 する方
- ❸日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)及び 第二種奨学金(有利子)の貸付を受けている方
- ④大学等を卒業後6か月以内に山形県内に居住かつ就業し、その後3年間継続する見込みの方
- ⑤次の対象産業分野への就業を希望する方。ただし、公務員は対象外です。

(1)商工分野 (2)農林水産分野 (3)建設分野 (4)医療・福祉分野 (医師、看護師、介護福祉士、 保育士を除く)

●助成金額

助成候補者の認定を受けた年度以降に奨学金の 貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額を上限 に支援します。

(例) 4年制大学を卒業した場合

26,000円×48カ月=1,248,000円 を上限に支援します。

※白鷹町以外に移住した場合は、助成金額が1/2 に減額となります。

●募集人数:4名

書類審査により認定し、文書で通知します。なお、募集人数を上回る応募があった場合、書類審査等により選考します。

※募集人数を上回る応募があった場合には、助成 対象者に認定されない場合があります。

●応募について

下記の必要書類を、募集期間内に白鷹町役場商 工観光課商工振興係へ持参、または郵送により提 出してください。

▷必要書類

- ●白鷹町若者定着奨学金返還支援事業助成候補者 認定申請書
- ②成績証明書(在学中の大学等の成績証明書)
- ❸平成28年の家計支持者(父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の所得に関する証明書の写し
- 4 奨学金貸与証明書または奨学生証の写し
- ※書類は、それぞれ2部(原本及びその写し)提出してください。

> 募集期間

9月11日(月)~10月20日(金) ※郵送の場合は必着

【問い合わせ】

商工観光課商工振興係 ☎87-0696〔直通〕

^{事業}のしくみ 山形県若者定着奨学金返還支援事業 支 就業 就業 就業 就業 就業 援 (1年目) (2年目) (3年目) 奨学金 奨学金 奨学金 奨学金 奨学金 奨学金 返 還 返還 返 還 汳 汳 環 汳 澴 ※就業後3年間奨学金返還することが助成の要件となります。